

政令第二百六十四号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十七年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月	四千三百八十万円
--------	----------

別表第十一ロの表平成三十年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月	九百三十一万円
--------	---------

別表第十一ハの表平成三十年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月	九百三十万円
--------	--------

附 則

この政令は、公布の日から施行する。